

福岡県医発第 1702 号 (地)

平成17年12月26日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 竹 嶋 康 弘



精神障害者に対する雇用支援の充実強化について

標記の件につきまして、厚生労働省職業安定局長より日本医師会を通じ、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、精神障害者に対する雇用対策を強化する一環として、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の地域障害者職業センターにおいて、精神障害者の円滑な職場復帰をはじめ、雇用継続、新規雇入れにわたる総合的な雇用支援を開始するにあたり、精神障害者の安定した雇用・就業を促進するためには、医療関係者との連携が不可欠であることから、本事業の実施にあたっては、支援対象となる精神障害者の主治医の方々の理解と協力を求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係医療機関等への周知方等につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本事業の概要については、別添リーフレットに記されたとおりであり、主治医との連携につきましては、日本医師会と厚生労働省障害者雇用対策課及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構と協議を重ねた結果、「精神障害者総合雇用支援における主治医との連携について」のとおり行うこととなっております。

また、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構より別添のとおりパンフレットが送付されてまいりましたので、ご参考までにお送りいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 福富稔明

平成17年12月9日

都道府県医師会
会長 殿

日本医師会
会長 植 松 治 雄

精神障害者に対する雇用支援の充実強化について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、別添のとおり、厚生労働省職業安定局長より本会に対して、精神障害者に対する雇用支援の充実強化について、協力方依頼がありました。

本件は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の地域障害者職業センターにおいて、精神障害者の円滑な職場復帰等、総合的な雇用支援を開始するに当たり、精神障害者の安定した雇用・就業を促進するためには、医療関係者との連携が不可欠であることから、本事業の実施に当たって、支援対象となる精神障害者の主治医の方々の理解と協力を求めるものであります。

具体的には、①職場復帰支援の開始に当たっては、主治医をはじめ、精神障害者本人、事業主の同意の下で支援を行うこと、②職場復帰支援の内容を定める支援計画について、主治医の意見等を踏まえて策定するとともに、支援の実施中においても、必要に応じ医学的見地からの助言を受けること、③主治医に対して、支援の実施状況について適宜情報提供すること等、主治医の方々との緊密な連携の下で進めていきたいとのことであります。

本事業の概要は、リーフレットに記されたとおりであり、主治医との連携につきましても、本会と厚生労働省障害者雇用対策課及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構と協議を重ねた結果、「精神障害者総合雇用支援における主治医との連携について」のとおりとすることとなりました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、本事業の対象者が、うつ病などで休職しており、職場復帰を考えておられる方であることをご理解のうえ、ご協力いただきますよう貴会管下関係医療機関等への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、参考までにパンフレット「地域障害者職業センターの精神障害者総合雇用支援のご案内」を同封いたします。

平成 17 年 10 月 3 日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省職業安定局長



精神障害者に対する雇用支援の充実強化について

障害者の雇用の促進等につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、医療、福祉の進展等により精神障害者の社会参加が進み、精神障害者の就業意欲が高まる中で、精神障害者の特性を踏まえた雇用支援策の充実が求められております。このような中で、先般の第 162 回通常国会において「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立したところであり（平成 18 年 4 月 1 日施行。一部は平成 17 年 10 月 1 日施行。）、厚生労働省においては、精神障害者である労働者を各事業主の雇用率の算定対象とすること等をはじめとする精神障害者に対する雇用対策を強化することとしております。

その一環として、精神障害者及び事業主双方に対する専門的かつ継続的な支援を強化するため、障害者に対する職業リハビリテーションの専門機関である独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の地域障害者職業センターにおいて、本年 10 月より、精神障害者の円滑な職場復帰をはじめ、雇用継続、新規雇入れにわたる総合的な雇用支援を開始することといたしました（事業名「精神障害者総合雇用支援」）。

特に、精神障害者の安定した雇用・就業を促進するためには、医療関係者との連携が不可欠であることから、今般の法改正においても、支援の担い手である障害者職業センターが医師等医療関係者との連携に努める旨を規定したところであり、本事業の実施に当たっても、支援対象となる精神障害者の主治医の方々のご理解とご協力を賜わりながら支援を進めていきたいと考えております。

具体的には、①職場復帰支援の開始に当たっては、主治医をはじめ、精神障害者本人、事業主の同意の下で支援を行うこと、②職場復帰支援の内容を定める支援計画について、主治医の意見等を踏まえて策定するとともに、支援の実施中においても、必要に応じ医学的見地からの助言を受けること、③主治医に対して、支援の実施状況について適宜情報提供すること等、主治医の方々との緊密な連携の下で進めてまいりたいと考えております。

つきましては、本事業の趣旨についてご理解いただき、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



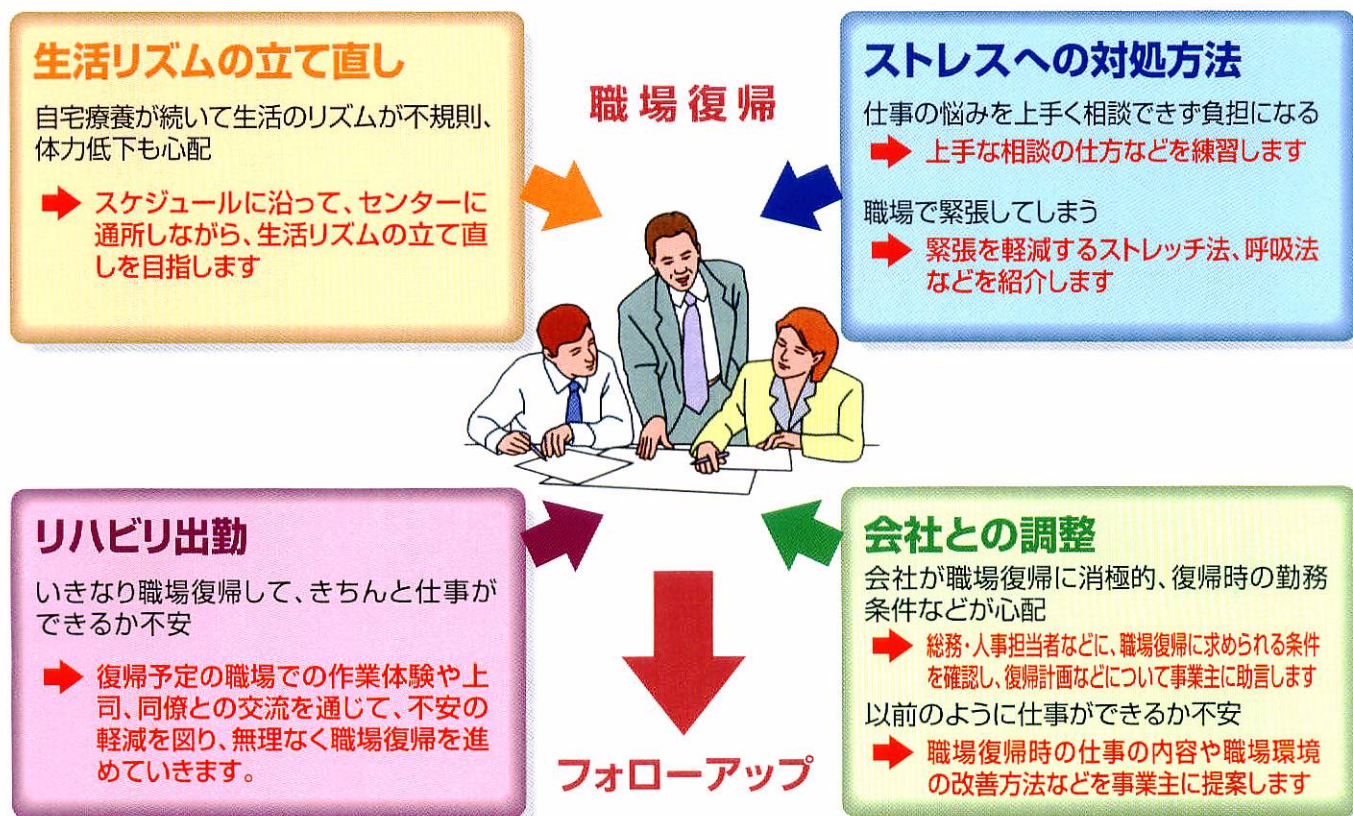
うつ病などで休職しており、職場復帰をお考えの方へ

障害者職業センターでは、
職場に復帰するための専門的な援助（リワーク）を実施しています。

リターン トゥ ワーク
（リワークとは、「復職」の Return to Work を意味しています。）

リワークは、うつ病などにより休職中の方で、主治医が職場復帰のための活動を開始することを了解している方を対象としています。
（すでに会社を退職した方、主治医からまだ休養が必要と判断されている方は、対象になりません。）

障害者職業カウンセラーが、あなたやご家族から職場復帰に対するお考えなどを伺い、その後、主治医、会社の担当者と相談しながら、次のような職場復帰のためのウォーミングアップを行います。



○センターでは、支援対象者・雇用事業主に対する支援を無料で行っています。

《問い合わせ》

※ ご利用に当たっては、主治医とご相談のうえ、以下に電話してください。具体的なリワークの進め方は、障害者職業カウンセラーがあなたや主治医、会社の担当者と相談しながら決めます。

障害者職業センター

TEL

FAX

住所

精神障害者総合雇用支援における主治医との連携について

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

精神障害者総合雇用支援の実施に当たり、実施機関である当機構の地域障害者職業センターでは、以下の内容と費用負担により主治医と連携をさせていただきます。

1 「主治医の意見書」の作成

《趣 旨》

地域障害者職業センターでは、障害者から精神障害者総合雇用支援の利用についての相談を受付けた場合には、本人の就労の意思を確認した上で、「主治医の意見書」により、①当該障害者が精神障害者であることを確認し、②症状が安定しているかどうか、就労が可能であるかどうかを把握します。

意見書の作成にかかる費用については、いったん障害者に負担していただき、後で地域障害者職業センターから本人に費用相当額を支払います。

《手 順》

- (1) 地域障害者職業センターは、障害者に対して「主治医の意見書」の必要性や費用負担の制度を説明した上で、所要の用紙を渡します。障害者から、その後、主治医に対して「主治医の意見書」の作成を依頼していただきます。
- (2) 主治医は、作成した「主治医の意見書」を障害者に手交し、その作成費用は本人から支払っていただきます。
- (3) 障害者は、「主治医の意見書」と作成費用が確認できる領収書を地域障害者職業センターに提出していただきます。地域障害者職業センターは、障害者に対してその費用相当額を支払います。

2 職場復帰支援における主治医との連携

《趣 旨》

地域障害者職業センターでは、精神障害者総合雇用支援を利用する障害者に対して職場復帰支援を実施しようとする場合には、本人及び事業主との相談の下に支援の内容や目標を定めた計画（案）を作成して、これを主治医に説明して助言と同意をいただいた上で、計画を策定します。支援の開始後においても、支援状況を主治医に説明してその後の進め方について助言をいただきます。

これら一連の主治医のご協力に対して、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が、1人の精神障害者当たり20,000円の謝金を主治医にお支払いします。

《手 順》

- (1) 地域障害者職業センターは、支援の内容や目標を定めた「職業リハビリテーション計画」の案を主治医にお示しして助言と同意をいただきます。この案をお示ししたときに、

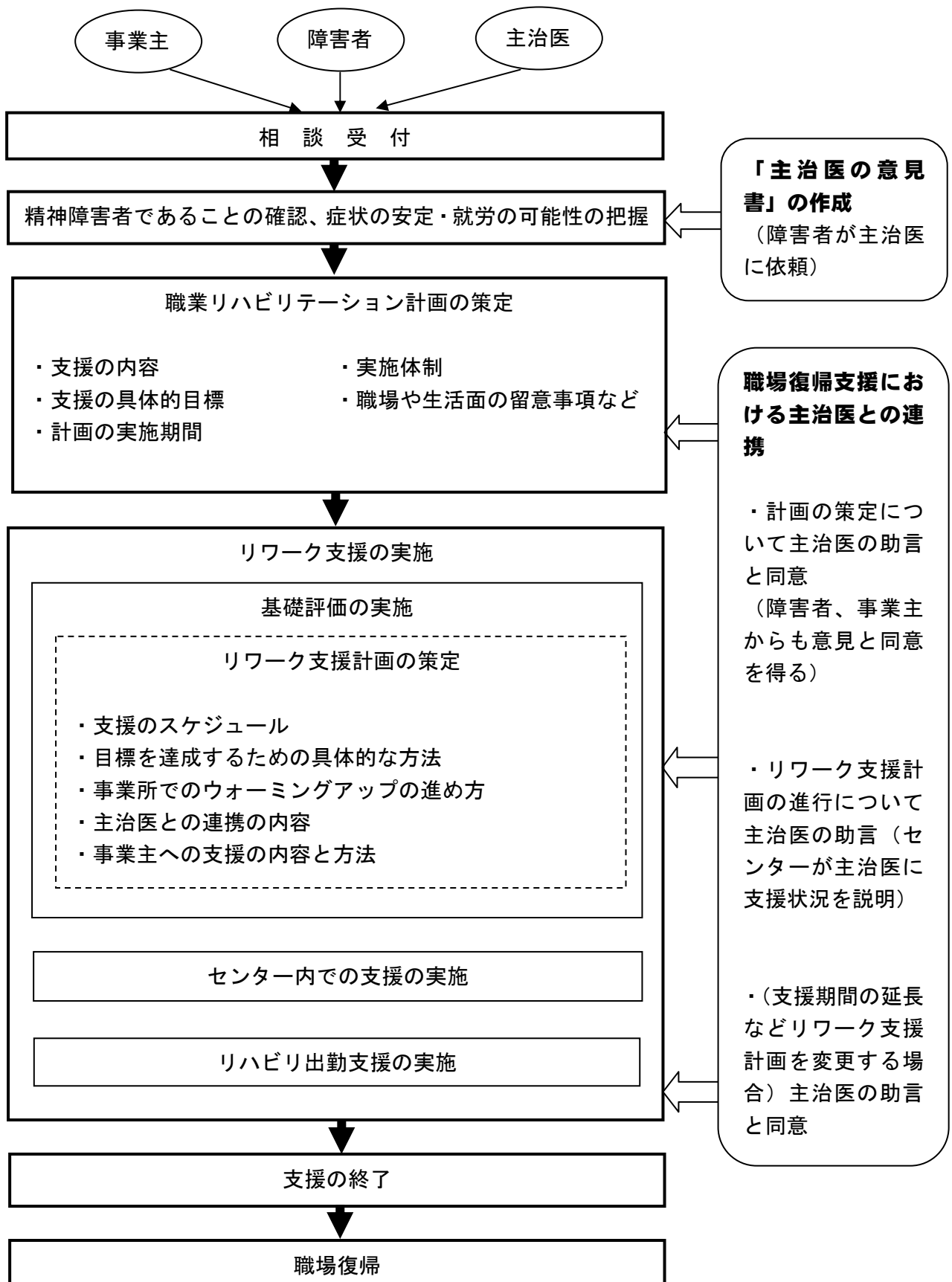
あわせて謝金支払いのための書類について説明し、記入を依頼します。

- (2) 地域障害者職業センターは、職業リハビリテーション計画を作成した後に、より具体的な支援のスケジュールや方法を定めた「リワーク支援計画」の案を作成して同様に主治医の助言と同意をいただきます。
- (3) 支援開始後は、通院の状況を見ながら適当な時期に、地域障害者職業センターが主治医に対して支援状況の説明を行ない、以後の支援の進め方について助言をいただきます。支援の内容や期間を変更する必要がある場合にも、事前に主治医の助言と同意をいただきます。
- (4) 主治医による助言の方法は、地域障害者職業センターが開催するケース会議（担当職員が主治医を訪問する場合を含みます。）の場で助言をいただくことも可能ですし、電子メールや電話等の方法により助言をいただくことも可能です。
- (5) ご協力をいただく期間は、職業リハビリテーション計画についての同意をいただいてから概ね4ヶ月程度の期間と考えています。（地域障害者職業センターが行う職場復帰支援の実施期間は、職場復帰の可否にかかわらず標準4ヶ月程度としています。）同一障害者が職場復帰後に再び休職し、再度職場復帰支援の対象となった場合には、その後の期間について、あらためて新規に謝金をお支払いします。

3 その他

- (1) これらの措置は、平成17年度10月1日以降に、地域障害者職業センターで相談を受理した精神障害者について適用されます。
- (2) 「主治医の意見書」の取得は、既存の診断書等他の形式により主治医の判断が確認できる場合には作成をお願いしないことがあります。
- (3) これらの措置についての具体的な取り扱いについては、実際の事例が発生したつど該当する主治医に対して地域障害者職業センターから説明をいたします。

精神障害者総合雇用支援における主治医との連携に係る流れ図



地域障害者職業センターの

精神障害者総合雇用支援のご案内



独立行政法人

高齢・障害者雇用支援機構

近年、精神障害のある方の雇用対策に期待が高まっています。

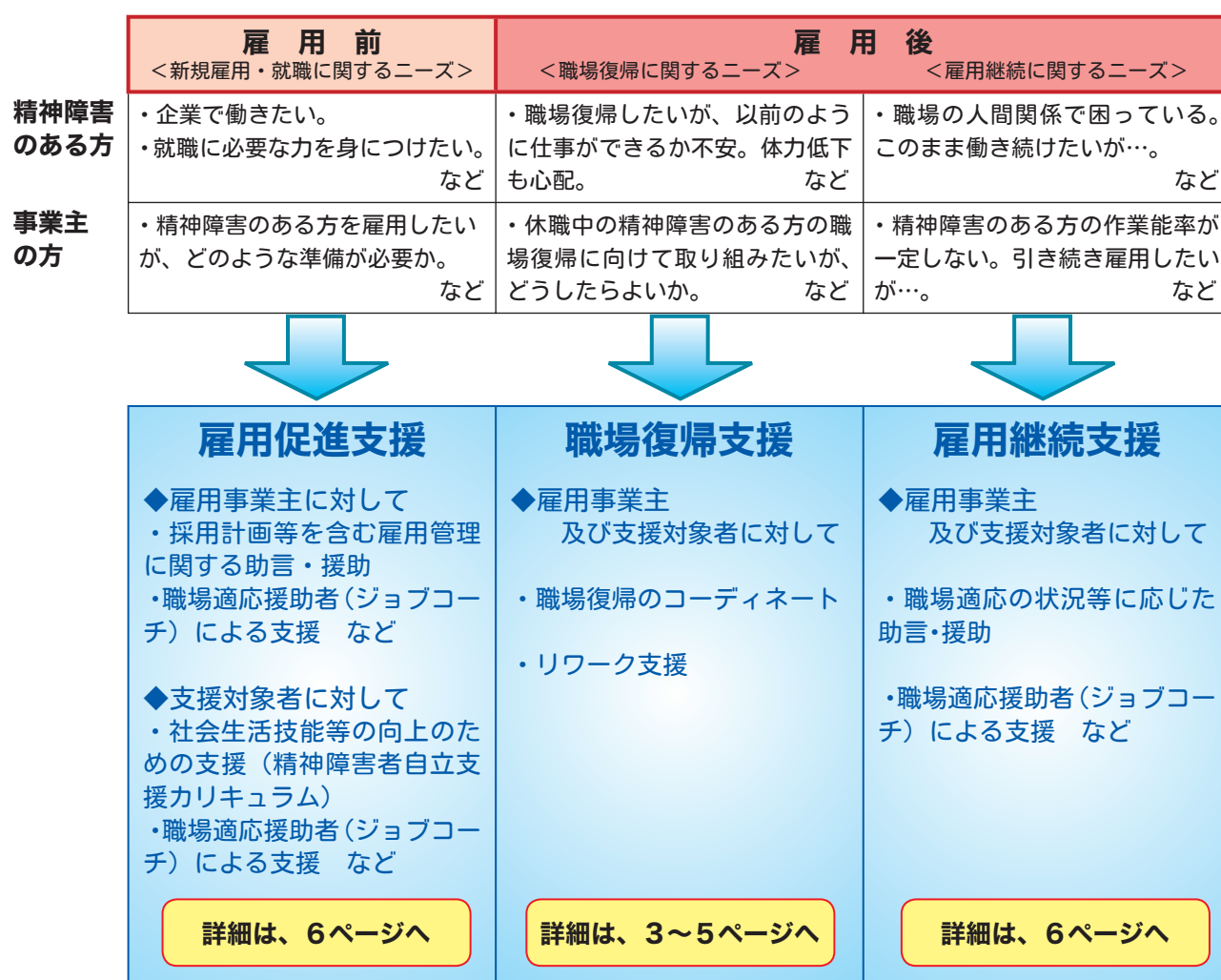
第162回通常国会では、障害者の就業機会の拡大を目的とした各種施策を推進するため「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部が改正されましたが、精神障害のある方の雇用対策については、同法に精神障害のある方を雇用率の算定対象とする（平成18年4月1日施行予定）規定が設けられるなど、施策の一層の充実強化が図られます。

当機構は、このような国の施策を踏まえ、精神障害のある方についての雇用支援を強化していくこととして、平成17年10月から、全国の地域障害者職業センター（以下「センター」）で「精神障害者総合雇用支援」を実施します。

精神障害者総合雇用支援とは

センターが、精神障害のある方（以下「支援対象者」）及び精神障害のある方を雇用しようとする又は雇用している事業主の方（以下「雇用事業主」）に対して、主治医との連携のもとで、雇用促進・職場復帰・雇用継続のための専門的な支援を行います。

精神障害のある方とは、精神障害者保健福祉手帳や医師の診断書等により、躁うつ病、統合失調症その他の精神性疾患を有していることが確認できる方を指します。



支援を受けるためには

精神障害者総合雇用支援では、支援対象者、雇用事業主及び主治医の3者の協力が特に重要ですので、支援を受けるためには、次のことが必要です。

- 1 支援対象者が、職場復帰、企業での就職又は就労の継続に向けて、センターの支援を受けることに同意していること。
- 2 主治医が、支援対象者が①職場復帰、企業での就職又は就労の継続に向けて活動を行うこと及び②センターの支援を受けることを、認めていること。
- 3 雇用事業主が、職場復帰又は雇用継続のための取り組みを行うことが見込めること。
(職場復帰支援・雇用継続支援の場合のみ)

医師等との連携のもとで支援を行います

センターでは、支援対象者の症状等に応じてきめ細かな支援を行うため、障害者職業カウンセラー等の専門の支援担当職員が、主治医、雇用事業所の産業医その他医療関係者と随時連絡・調整を行うなど連携を密にしながら、支援対象者及び雇用事業主に対して支援を行います。

センターは、支援対象者にセンターと主治医の間で相互に情報を提供しあうことを説明しその同意をいただいた上で、必要に応じて、主治医から、支援対象者の症状、治療状況等の支援に参考となる情報や支援に際して留意すべき点についての医学的見地からの専門的助言をいただくとともに、主治医に対して、支援の実施状況等の情報を提供することにより、効果的な支援を行います。

支援を受けるための費用

センターでは、支援対象者・雇用事業主に対する支援を無料で行っています。



相談の様子



対人技能訓練の様子

職場復帰支援

支援対象者
(休職中)

雇用事業主

主治医

職場復帰のコーディネート

センターは、支援対象者・雇用事業主・主治医との相談等を通じて、職場復帰についての3者の意思や意見を確認し、3者の同意に基づいて、職場復帰に向けた活動の進め方や目標について合意形成を図ります。

職業リハビリテーション計画及び事業主支援計画の策定

センターの職員や支援対象者・雇用事業主・主治医によるケース会議等を開催し、3者の同意に基づいて、当面の支援期間、支援目標、支援内容等を策定します。

リワーク支援 (→4ページ)

リワーク支援の開始に当たっては、支援対象者・雇用事業主・主治医の3者の同意を必要とします。
リワークとは、「復職」の リターン トゥ ワーク Return to Work を意味しています。

基礎評価の実施

支援対象者に対して 面接・調査等を通じて、体調・気分の状態、職場復帰への課題等を把握
雇用事業主に対して 職場復帰に向けて事業所状況の分析等
主治医に対して 支援対象者の病状に応じた支援方法について把握

職場復帰支援の計画(リワーク支援計画)の策定

基礎評価の結果及び主治医の意見等を踏まえ、支援内容、支援期間、支援についての協力機関との連携等を含む具体的な支援計画を策定します。

センター内支援の実施

支援対象者にセンターに通っていただき、体調等を確認しながら作業支援やストレスの軽減等を図るための支援を行い、職場復帰のためのウォーミングアップを行います。

リハビリ出勤支援の実施 (→5ページ)

支援対象者に復帰予定の職場での作業体験等をしていただき、復帰に向けた不安の軽減等を図ります。

職 場 復 帰

フォローアップの実施

リワーク支援

センターの専門の支援担当職員（障害者職業カウンセラーとリワークアシスタント）が雇用事業主・主治医と連携しながら、次の支援を行います。

支援の期間は対象者個々に設定しますが、標準的には１２週～１６週程度で、支援スケジュールを検討します。

雇用事業主に対して

- **職場復帰のための職務内容、労働条件等の設定に関する助言・援助**
雇用事業主が設定する職務内容、業務量、当面の出勤ペース、就業時間等に関して、事業所状況の分析等を通じて助言・援助を行います。
- **職場復帰受け入れのための上司、同僚等の理解の促進に関する助言・援助**
病気に関すること、職場復帰についての留意事項等の理解を促進するために、事業所内で講習会等を実施し、情報提供及び助言・援助を行います。
- **職場復帰後の支援対象者の状況把握や適切な対処方法に関する助言・援助**
支援対象者の状況把握のポイント、状況に応じた指導方法等の雇用管理に関する事項について、リハビリ出勤支援等を通じて助言・援助を行います。
- **家族・主治医との連携に関する助言・援助**
病気の再発防止、再発した場合の迅速な対応等を図るために、雇用事業主が定期的に、家族から家庭での状況、主治医から治療の状況等を把握するために必要な、家族及び主治医との連携方法について助言・援助を行います。

支援対象者に対して

- **生活リズムの構築及び通所等に必要な基礎的な体力の向上**
計画的にセンターに通所し、作業課題、その他の講座を利用していただくことによって、規則的な生活リズムの構築及び通所等に必要な基礎的な体力の向上を図ります。
- **作業遂行に必要な集中力、持続力等の向上**
センター内での作業体験、リハビリ出勤支援における復帰予定の職場での作業体験等を行っていただくことによって、作業遂行に必要な持続力、集中力等の向上を図ります。
- **ストレス場面での気分、体調の自己管理及び対人技能の習得**
リラクゼーション、アサーショントレーニングの講習を利用していただくことによって、職場等でのストレスによる心身の過緊張状態の軽減、場面に応じたコミュニケーション方法の習得等職場復帰に必要な対人対応力の向上を図ります。

リワーク支援を中止することがあります

病状の悪化等により支援を継続することが困難な場合には、センターの判断等で、リワーク支援を中止することがあります。

リハビリ出勤支援の実施

リハビリ出勤支援とは

リハビリ出勤支援（リハビリテーション出勤支援）とは、職場復帰に向けた、復帰予定の職場でのウォーミングアップのための支援を意味しています。

リハビリ出勤支援では、雇用事業主の協力を得て、支援対象者に復帰予定の職場で作業体験や上司、同僚との交流をしていただくなかで、職場復帰への不安を軽減し、無理なく職場復帰を進めていくことができるように、職場での適応性の向上を図るための支援を行います。

リハビリ出勤支援の実施に当たっては、あらかじめセンター・支援対象者・雇用事業主・主治医の相談により実施方法等を決定します。

リハビリ出勤支援では

○ センターが行うこと

- ・あらかじめ支援対象者・雇用事業主・主治医と作業体験の内容、実施時間等について協議し、それらの内容を設定します。
- ・障害者職業カウンセラー又はリワークアシスタントが事業所を訪問します。
- ・支援対象者に対して、作業体験の進め方、上司や同僚との交流方法等について指導・助言を行います。
- ・雇用事業主に対して、職場復帰後の支援対象者の状況把握のポイント、状況に応じた指導方法等の雇用管理について、助言・援助を行います。

○ 雇用事業主が行うこと

- ・雇用事業主は、リハビリ出勤支援の実施に当たって、センターと調整等を行う担当者を選任します。
- ・事業所の担当者は、センターが設定する支援の内容に基づいて、作業体験の場面の設定、材料の準備、上司や同僚との交流の場の設定を行います。

○ 雇用事業主にご留意いただきたいこと

リハビリ出勤支援は、職業リハビリテーションの一環として行うものであり、事業所内での作業は、雇用事業主の管理下での労働として行うことを想定していませんので、雇用事業主においては、支援が円滑に行われるために、次の点にご留意下さい。

- ・支援対象者は、作業の内容及び遂行方法について、雇用事業主からの具体的な指揮命令を受けないものであること。
- ・支援対象者は、作業体験等の実施の場所・時間について、雇用事業主の拘束を受けないものであること。
- ・雇用事業主は、支援対象者のリハビリ出勤支援における作業体験に対して報酬を支払わないものであること。

雇用促進支援・雇用継続支援

雇用事業主に対して

〔事業主支援計画に基づく支援〕

センターは、支援ニーズ、雇用管理上の課題等を分析して「事業主支援計画」を策定し、それに基づき、精神障害のある方の雇用に対する事業所内の理解の促進に関すること、精神障害のある方の採用計画の立案に関すること等の雇用管理に関する助言その他の支援を行います。

支援対象者に対して

〔職業評価〕

就職の希望等を把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に、就職して職場に適応するために必要な支援の内容、方法等を含む支援計画（職業リハビリテーション計画）を策定します。その後、職業リハビリテーション計画に基づいて、職業準備支援等の支援が行われていきます。

〔職業指導〕

就職活動を円滑に行えるように、適切な職業選択が行えるように、また、職場で安定して働き続けられるように、相談や助言を行います。

〔職業準備支援〕（雇用促進支援において実施）

（１）センター内での作業支援

イ 早期就職支援

センター内で短期間の作業体験等を行っていただくことによって、職業の選択や就職に当たっての課題を明らかにして、作業遂行能力の向上を図るための支援を行います。支援終了後は、公共職業安定所（ハローワーク）の職業紹介等に移行していきます。

ロ ジョブコーチ等移行支援

センター内で必要な期間での作業体験等を行っていただくことによって、職業の選択や就職に当たっての課題を明らかにするとともに、通勤、基礎体力、集団参加等の基礎的な能力の向上を図るための支援を行います。支援終了後は、実際の企業の中での支援（ジョブコーチ支援等）に移行していきます。

（２）職業準備講習カリキュラム

職業講話、事業所見学、事業所での作業体験等を通じて、職業に関する知識を習得していただくための支援を行います。

（３）精神障害者自立支援カリキュラム

センター内での対人技能訓練、簡易作業体験等を通じて、障害特性等に配慮しつつ社会生活技能等の向上を図るための支援を行います。

雇用事業主及び支援対象者の双方に対して

〔ジョブコーチ支援〕

センターは、支援対象者について策定したジョブコーチ支援計画に基づき、事業所に職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣し、支援対象者の障害特性を踏まえ、支援対象者に実際に作業を行っていただくなかで、就職やその後の職場定着を図るために必要な職場への適応力の付与・向上を図るための支援を行います。同時に、雇用事業主によるサポートが円滑に行われるよう、具体的な支援の方法を雇用事業主に提供していきます。

地域障害者職業センター所在地一覧

センター名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
北海道障害者職業センター	001-0024	札幌市北区北二十四条西5-1-1 札幌サンブラザ5F	011-747-8231	011-747-8134
旭川支所	070-0034	旭川市四条通8丁目右1号 ツジビル5F	0166-26-8231	0166-26-8232
青森障害者職業センター	030-0845	青森市緑2-17-2	017-774-7123	017-776-2610
岩手障害者職業センター	020-0133	盛岡市青山4-12-30	019-646-4117	019-646-6860
宮城障害者職業センター	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-1	022-257-5601	022-257-5675
秋田障害者職業センター	010-0944	秋田市川尻若葉町4-48	018-864-3608	018-864-3609
山形障害者職業センター	990-0021	山形市小白川町2-3-68	023-624-2102	023-624-2179
福島障害者職業センター	960-8135	福島市腰浜町23-28	024-522-2230	024-522-2261
茨城障害者職業センター	309-1703	茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528-66	0296-77-7373	0296-77-4752
栃木障害者職業センター	320-0865	宇都宮市睦町3-8	028-637-3216	028-637-3190
群馬障害者職業センター	379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-290-2540	027-290-2541
埼玉障害者職業センター	338-0825	さいたま市桜区下大久保136-1	048-854-3222	048-854-3260
千葉障害者職業センター	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2080	043-204-2083
東京障害者職業センター	170-6008	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60(8F)	03-3989-9651	03-3989-9653
多摩支所	190-0012	立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル5F	042-529-3341	042-529-3356
神奈川障害者職業センター	228-0815	相模原市桜台13-1	042-745-3131	042-742-5789
新潟障害者職業センター	950-0067	新潟市大山2-13-1	025-271-0333	025-271-9522
富山障害者職業センター	931-8443	富山市下飯野新田70-4	076-438-5285	076-438-5234
石川障害者職業センター	921-8836	石川県石川郡野々市町末松2-244	076-246-2210	076-246-1425
福井障害者職業センター	910-0026	福井市光陽2-3-32	0776-25-3685	0776-25-3694
山梨障害者職業センター	400-0864	甲府市湯田2-17-14	055-232-7069	055-232-7077
長野障害者職業センター	380-0935	長野市中御所3-2-4	026-227-9774	026-224-7089
岐阜障害者職業センター	502-0933	岐阜市日光町6-30	058-231-1222	058-231-1049
静岡障害者職業センター	420-0851	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7F	054-652-3322	054-652-3325
愛知障害者職業センター	453-0015	名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル2F	052-452-3541	052-452-6218
豊橋支所	440-0888	豊橋市駅前大通り1-27 三菱UFJ証券豊橋ビル6F	0532-56-3861	0532-56-3860
三重障害者職業センター	514-0002	津市島崎町327-1	059-224-4726	059-224-4707
滋賀障害者職業センター	525-0027	草津市野村2-20-5	077-564-1641	077-564-1663
京都障害者職業センター	600-8235	京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町803	075-341-2666	075-341-2678
大阪障害者職業センター	541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラウアネックスビル4F	06-6261-7005	06-6261-7066
南大阪支所	591-8025	堺市長曽根町130-23 堺商工会議所5F	072-258-7137	072-258-7139
兵庫障害者職業センター	657-0833	神戸市灘区大内通5-2-2	078-881-6776	078-881-6596
奈良障害者職業センター	630-8014	奈良市四条大路4-2-4	0742-34-5284	0742-34-1899
和歌山障害者職業センター	640-8323	和歌山市太田130-3	073-472-3233	073-474-3069
鳥取障害者職業センター	680-0842	鳥取市吉方189	0857-22-0260	0857-26-1987
島根障害者職業センター	690-0877	松江市春日町532	0852-21-0900	0852-21-1909
岡山障害者職業センター	700-0952	岡山市平田407	086-243-6955	086-241-3599
広島障害者職業センター	732-0052	広島市東区光町2-15-55	082-263-7080	082-263-7319
山口障害者職業センター	747-0803	防府市岡村町3-1	0835-21-0520	0835-21-0569
徳島障害者職業センター	770-0823	徳島市出来島本町1-5	088-611-8111	088-611-8220
香川障害者職業センター	760-0055	高松市観光通2-5-20	087-861-6868	087-861-6880
愛媛障害者職業センター	790-0808	松山市若草町7-2	089-921-1213	089-921-1214
高知障害者職業センター	781-5102	高知市大津甲770-3	088-866-2111	088-866-0676
福岡障害者職業センター	810-0042	福岡市中央区赤坂1-6-19 ワークプラザ赤坂5F	092-752-5801	092-752-5751
北九州支所	802-0066	北九州市小倉北区萩崎町1-27	093-941-8521	093-941-8513
佐賀障害者職業センター	840-0851	佐賀市天祐1-8-5	0952-24-8030	0952-24-8035
長崎障害者職業センター	852-8104	長崎市茂里町3-26	095-844-3431	095-848-1886
熊本障害者職業センター	862-0971	熊本市大江6-1-38 4F	096-371-8333	096-371-8806
大分障害者職業センター	874-0905	別府市上野口町3088-170	0977-25-9035	0977-25-9042
宮崎障害者職業センター	880-0014	宮崎市鶴島2-14-17	0985-26-5226	0985-25-6425
鹿児島障害者職業センター	890-0063	鹿児島市鴨池2-30-10	099-257-9240	099-257-9281
沖縄障害者職業センター	900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎5F	098-861-1254	098-861-1116

※多摩支所を除く支所においては、原則として、精神障害者総合雇用支援は実施しておりません。



独立行政法人

高齢・障害者雇用支援機構